平成２２年（フ）第１８８号
千葉県八街市榎戸986番地20
債務者　犀川　孝子
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第１９０号
千葉県成田市加良部２丁目１番地　２棟103号
債務者　藤川　民子
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第１９１号
千葉県印旛郡酒々井町酒々井1748番地３
債務者　川村　美雪
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第１９３号
千葉県佐倉市西志津７丁目９番15号
債務者　鈴木　知子
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第１９６号
千葉県成田市新駒井野110番地１
債務者　渡辺　智昭
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第１９７号
千葉県成田市新駒井野110番地１
債務者　渡辺寿美子
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第２１７号
千葉県佐倉市西志津３丁目18番10号　塩田荘102号
債務者　邊土名武次
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第１５７１号
名古屋市中村区烏森町３丁目10番地の１　サンビレッジ中村503号
債務者　鈴木　智大
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１７３０号
名古屋市天白区平針４丁目204番地の１　メゾンラフィネⅢ301号
債務者　靏田　仁美
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２０４号
北海道旭川市９条西１丁目１番８号　セントドエルＡ201
債務者　齊藤　　等
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月８日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２０５号
北海道旭川市９条西１丁目１番８号　セントドエルＡ201
債務者　齊藤美和子
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月８日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２５２号
北海道上川郡東神楽町南２条西１丁目１番９―104号、申立時の住所北海道上川郡東神楽町ひじり野南１条３丁目１番３号
債務者　松元　　博
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月８日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２７０号
北海道旭川市永山８条18丁目１番14号　アムール102号室、申立時の住所北海道旭川市東光10条３丁目３番14―3072号　市住3072号
債務者　広富達也こと　廣富　達也
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月８日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２７３号
北海道旭川市新富２条１丁目１番８号　サニーハイツマルワ２Ｆ―201号室
債務者　大平　真博
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月８日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２８４号
北海道富良野市北の峰町３番23号　Ｂｅ―ｈｏｕｓｅⅡ103号室
債務者　大平　真治
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月８日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３７３４号
大阪府寝屋川市香里本通町11番12号
債務者　吉田　大樹
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部